

放課後児童健全育成事業助成要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）に対し、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るために実施する放課後児童健全育成事業（以下、「事業」という）に対して助成費を交付することについて必要な事項を定める。

なお、放課後児童健全育成事業助成費の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

【助成の対象】

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する事業を実施する者（以下、「助成事業者」とする）とする。

- (1) 地域の住民等（放課後児童健全事業に活用できる施設を有さない特定非営利活動法人等を含む。）が自主的に地域活動の一環として実施する事業
- (2) 社会福祉法人が社会福祉施設等を活用して実施する事業
- (3) 学校法人等が幼稚園等を活用して実施する事業

【助成の要件】

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 放課後児童を対象とし、原則として1日10人以上の児童を育成していること。ただし、5人以上10人未満の場合で、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 市長に事前協議した場所であるとともに、地域住民の理解と協力を得られる場所で実施されていること。
- (3) 公開性、公平性を有すること。
- (4) 第4条に規定する設備及び運営の基準に適合すること。
- (5) 保護者から徴収する利用料が、おおむね月額20,000円を超えないこと。
- (6) 新たに実施しようとする場合は、原則として当該小学校区に他の公設学童保育施設及び本要綱に基づき助成を受ける学童保育施設が存在しないこと。

ただし、既設の小学校区においても、既設施設が「神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」という。）に定める面積基準を下回るおそれがある場合などで、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (7) 放課後児童健全育成事業の安定した運営が可能な人的能力及び経済的基礎を有すること。

【設備及び運営の基準】

第4条 設備及び運営の基準については、次のとおりとする。

(1) 条例に定める基準を満たしていること。

(2) 設備の基準

ア 事業実施中児童が専用的に使用できる育成室を有すること。なお、育成室の面積は、児童1人につきおおむね1.98平方メートル以上であること。ただし、平成27年4月1日時点で、既に放課後児童健全育成事業を実施していた場合については、児童1人につきおおむね1.98平方メートルを目指して実施場所を確保するよう努めることとし、当分の間は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

また、手洗い場、簡単な調理スペース及び便所のほか事業の実施に適当な設備を有すること。

イ アに定める設備については、特に、児童の保健衛生及び安全確保の見地から支障がないものであること。

(3) 運営の基準

ア 事業運営委員会が設置され、管理運営の責任体制が明確であること。ただし、法人が運営する場合については、理事会をもってこれに替えることができる。

イ 事業運営委員会は、委員5名以上をもって組織し、その委員は、地域における次のような関係者のうちから選任するものとする。ただし、保護者代表の数は、委員総数の3分の1を超えてはならない。

自治会、婦人会、子ども会等地域の代表、民生委員、児童委員、主任児童委員、小学校教諭（校長、教頭含む）、PTA代表、保護者代表、その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者。

ウ 管理責任者及び条例に規定する放課後児童支援員（ただし、支援の単位ごとに放課後児童支援員のうち1名を除き補助員で可。）（以下「放課後児童支援員等」という。）が配置されていること。

エ 時間は、平日は1日おおむね4時間以上、土曜日・学校休業日は1日おおむね8時間以上であること。地域の状況により土曜日に開設しない場合の運営費については、第5条第1号で定めるものとする。

【対象経費】

第5条 助成の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

【助成金の額等】

第6条 助成費は、別表2の基準によることとし、それぞれ該当各号に掲げる額を上限として、予算の範囲内で交付する。

【申請】

第7条 助成事業者は、毎年度放課後児童健全育成事業助成費交付申請書（様式第1号・様式第1号-2）を市長に提出しなければならない。

【決定】

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、これを審査のうえ、助成の適否を決定する。

2 適否については、その決定後速やかに助成事業者に対し、放課後児童健全育成事業助成費交付承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

【概算払の請求】

第9条 助成金は、交付決定した金額の全部または一部について概算払することができる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 施設維持費のうち耐震改修、修繕費
- (2) 衛生・安全対策費
- (3) 認定研修助成費
- (4) 県警ホットライン設置助成費
- (5) ICTシステム助成費
- (6) その他市長が定める経費

2 助成事業者は、概算払を受けようとするときは、放課後児童健全育成事業助成費概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金の全部または一部を概算払により支払うものとする。

【事業の変更等】

第10条 助成事業者は、補助金規則第7条第1号に掲げる承認を受けようとするときは、助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第1号-3）を、同条第2号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第1号-4）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業中止（廃止）の通知を受けたときは、助成事業者は、対象外となった日の属する月の翌月から当該年度の3月までの期間に相当する助成費（ただし、施設維持費、衛生・安全対策費、認定研修助成費、県警ホットライン設置助成費、ICTシステム助成費、その他市長が特別に必要と認めた経費を除く）を月割り（100円未満切捨て）により返還しなければならない。

【実績報告】

第11条 助成事業者は当該助成事業終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業実施報告書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

【交付額の確定】

第12条 市長は第10条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金交付額を確定し、放課後児童健全育成事業助成費確定決定通知書（様式第2号-1）により、助成事業者に通知するものとする。

【助成金の精算】

第13条 市長は、第9条に基づき概算払で助成金を交付した助成事業者について、確定した助成額が、交付済みの助成額よりも少ない場合は、助成事業者に対して当該差額について返還を命ずるものとする。

2 助成事業者は、前項の返還の請求があった場合は、市長が定める期日までに支払わなければならない。

【請求】

第14条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、放課後児童健全育成事業助成費交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を助成事業者に支払うものとする。

【報告】

第15条 助成事業者は、放課後児童健全育成事業月報（様式第5号）により翌月の5日までに市長に報告しなければならない。

ただし当該年度3月分については、3月末事業終了後速やかに報告しなければならない。

【調査】

第16条 助成事業者は、その助成金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、助成事業者に対して助成費の執行状況について報告を求め、又は帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

【取り消し及び返還】

第17条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を放課後児童健全育成事業助成費交付決定取消通知書（様式第2号-5）によ

り、当該助成事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

【法令との関係】

第18条 事業を実施するにあたっては、児童福祉法、条例等関係法令の規定に従わなければならない。

2 前項のうち児童福祉法により届出等が必要なものは、神戸市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づいて行わなければならない。

【施行の細目】

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和47年7月20日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

ただし、第4条1項13号及び14号の規定は、令和4年4月1日から施行とする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 助成対象経費

項目		対象経費
(1)	運営費	放課後児童支援員等の報酬等に要する経費（平成25年度の報酬に対する処遇改善分を含む）及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費（ただし、衛生・安全対策費及び認定研修助成費を除く）
(2)	賃料助成費	施設等借上に要する経費（家賃相当額であり管理費、共益費、光熱水費等を除く）
(3)	障害児受入加算	障害児を受け入れるにあたり、体制を強化するのに必要な経費
(4)	要配慮児受入加算	障害児受入加算対象（療育手帳、障害者手帳、こども家庭センターの判定書の所持、特別支援学級に在籍等）ではないが、座って話を聞けない、外に飛び出してしまう等の意思疎通を図ることが困難な児童へ対応するための経費。ただし、前項で障害児受入加算を受けている施設は対象としない。
(5)	早朝加算	学校休業日または土曜日に午前8時から開設する場合の放課後児童支援員等への報酬等に要する経費及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費。（ただし、衛生・安全対策費及び認定研修助成費を除く。）
(6)	長時間開設加算	午後6時を越えて開設する場合の放課後児童支援員等への報酬等に要する経費及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費（ただし、衛生・安全対策費及び認定研修助成費を除く）
(7)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善	常勤の放課後児童支援員を対象として、経験等に応じた処遇改善を行うために必要な経費(助成内容等の詳細については「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善交付要領」に定める。)
(8)	ICTシステム助成費	来退所管理等を目的としたICTシステムの導入に要する経費
(9)	施設維持費	施設移転費、耐震改修、災害による破損部分の修復や防災対策に伴う経費
(10)	学習支援加算	実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施するための必要な経費（学習支援員の人件費や、学習支援に必要な備品費とWi-Fi等の維持に係る経費）
(11)	送迎支援加算	下記の要件に該当する施設において、小学校から学童保育へ往來の際に送迎支援を実施することで安全確保を図るために必要な経費（送迎支援を行う職員等に係る人件費や公共交通機関を利用し職員等が付き添う場合の交通費（児童分は除く。）
		ア.学校から学童保育施設まで一定以上（概ね600m以上）距離が離れている場合
		イ.学童保育施設への往來途中、交通量が多い等危険を伴う場合 ウ.その他送迎支援を実施せざるをえない特別の事情がある場合
(12)	処遇改善臨時特例事業費	学童保育に従事する全職員を対象として、処遇改善を図るために必要な経費（助成内容等の詳細については、「処遇改善臨時特例事業交付要領」に定める。）
(13)	衛生・安全対策費	放課後児童支援員等の健康診断に要する経費
(14)	認定研修助成費	都道府県等が行う放課後児童支援員研修受講に要する経費
(15)	県警ホットライン設置助成費	防犯・安全対策のため、県警ホットラインを新たに設置する場合に要する経費
(16)	その他市長が特別に必要と認めた経費	

別表2 助成金の額

【概算払】

項目	区分		金額	備考
(1)運営費	全日開設	児童5人以上10人未満	1,378,000	
		児童10人以上20人未満	2,053,000	
		児童20人以上41人未満	4,194,000	
		児童41人以上81人未満	4,420,000	
		児童81人以上	6,153,000	
	土曜日に開設しない場合	児童5人以上10人未満	1,378,000	
		児童10人以上20人未満	1,641,000	
		児童20人以上41人未満	3,356,000	
児童41人以上81人未満		3,537,000		
(2)賃料助成費	年額賃料が500,000円以内の場合		全額	
	年額賃料が500,000円を超える場合		上限1,500,000円	(年額賃料-500,000円) × 1/2+500,000円
(3)障害児受入加算	障害児1~2人		1,956,000	
	障害児3人~5人		3,912,000	
	障害児6人~8人	職員1人配置	3,912,000	
		職員2人以上配置	5,868,000	
	障害児9人以上	職員1人配置	3,912,000	
		職員2人配置	5,868,000	
職員を3人以上配置		7,824,000		
(4)要配慮児受入加算	1施設あたり		978,000	
(5)早朝加算	学校休業日のみ実施		28,780	
	土曜日のみ実施		54,220	
	学校休業日及び土曜日両日実施		83,000	
(6)長時間開設加算	19時まで		346,000	
	19時以降	延長登録1人	678,000	
		延長登録2人	639,000	
		延長登録3人	599,000	
		延長登録4人	559,000	
		延長登録5人	518,000	
		延長登録6人	479,000	
		延長登録7人	439,000	
		延長登録8人以上	419,000	
(7)放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善	放課後児童支援員	1人あたり	131,000	1施設919,000円を上限とする
	経験年数5年以上で一定の研修を受講した放課後児童支援員	1人あたり	263,000	
	経験年数10年以上で一定の研修を受講し、事業所長的立場の放課後児童支援員	1人あたり	394,000	
(8)ICTシステム助成費	導入費		上限1,415,000	
	維持費		1施設あたり 264,000	定額で助成
(9)施設維持費	施設移転費	受入れ可能児童数増、または防災対策を目的とした施設移転費 ※移転前施設の原状回復費、移転先の礼金・改修費などの準備経費を含み、敷金を含まない。	2,500,000	一度のみ
(10)学習支援加算	人件費等		1施設あたり 458,000	
	Wi-Fi設備の維持費用		1施設あたり 178,000	
(11)送迎支援加算	人件費等		1施設あたり 507,000	
(12)処遇改善臨時特例事業費			1施設あたり 11,000円×対象職員数×実施月数	

【実績払】

項目	区分		金額	備考
(13)衛生・安全対策費	放課後児童支援員等1名あたり		4,300	
(14)認定資格研修助成費	対象者1人の場合		25,440	
	対象者2人の場合		50,880	
(9)施設維持費	耐震改修費	50万円以上100万円未満	500,000	一度のみ
		100万円以上200万円未満	800,000	
		200万円以上300万円未満	1,100,000	
		300万円以上	1,300,000	
	修繕費	災害による破損部分の修復、防災対策に限る	100,000	
(15)県警ホットライン設置助成費	新たに設置する場合のみ		1施設あたり 63,000	設置費用の半額
(16)その他市長が特別に必要と認めた経費			400,000	